

山形歯科専門学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は山形歯科専門学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は山形歯科専門学校の卒業生で組織する。(注1)
- 第 3 条 本会は事務局を歯科専門学校内に置く。
- 第 4 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に助力する事を目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 定時総会の開催
 2. 会員相互の研修
 3. その他前条目的達成のために必要な事項
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 3名
 3. 幹 事 6～8名
 4. 会 計 3名
 5. 監 事 2名
 6. 顧 問 若干名
- 第 7 条 会長、副会長及び監事は役員会において選出し総会において承認をうける。
会長は幹事並びに会計を委嘱する。
会長は役員会の承認を得て顧問を委嘱することができる。
役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
副会長は会長を補佐する。
幹事は会長を助け事業を計画実行し、総会に代わって緊急事項の審議に当たる。
監事は、会計を監査する。
顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。
- 第 9 条 本会の会計は各会員の会費とその他の収入でまかない、会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 第10条 会費は終身会費7,000円とし卒業と同時に納入するものとする。
- 第11条 本会に次の簿冊を備える。
1. 会員名簿
 2. 事業記録簿
 3. 会計簿
- 第12条 前条までに規程のない事項は、役員会に諮り会長が定める。
- 附 則 この規約は、昭和62年11月22日に効力を発する。
この規約は、平成3年10月20日一部改正同日から施行する。
この規約は、平成29年2月11日一部改正同日から施行する。

(注1) 山形歯科専門学校の卒業生は、歯科衛生士科、歯科助手科、歯科技工士の卒業生で構成される。